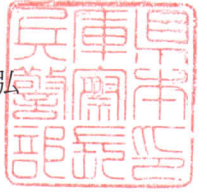


兵庫県警察本部告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月19日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



1 聴聞の期日

令和8年3月3日 午前9時から

2 聴聞の場所

明石市荷山町1649番地の2

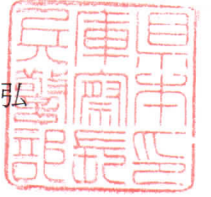
兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月19日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



1 聴聞の期日

令和8年3月3日 午後1時から

2 聴聞の場所

養父市八鹿町朝倉下台48番地5

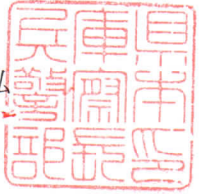
兵庫県警察本部交通部運転免許課但馬運転免許センター 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月19日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



1 聴聞の期日

令和8年3月5日 午前9時から

2 聴聞の場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場

兵庫県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項の規定に基づく聴聞について、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月19日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄



1 聴聞の期日

令和8年3月5日 午後1時から

2 聴聞の場所

明石市荷山町1649番地の2

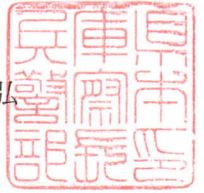
兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月19日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



- 1 聴聞の期日
令和8年3月10日 午前9時から
- 2 聴聞の場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場